

第6 政令第8条に規定する区画等の取扱い

1 政令第8条の区画の構造

政令第8条第1号に規定する区画（以下「令8区画」という。）の構造については、「開口部のない耐火構造の床又は壁（以下この項において「耐火構造の壁等」という。）」とされており、省令第5条の2に掲げる構造を有することが必要であること。

- (1) 耐火構造の壁等は、鉄筋コンクリート造、鉄骨鉄筋コンクリート造その他これらに類する堅ろうで、かつ、容易に変更できない構造であること。
- (2) 「その他これらに類する堅ろうで、かつ、容易に変更できない構造」については、壁式鉄筋コンクリート造（壁式プレキャスト鉄筋コンクリート造を含む。）、プレキャストコンクリートカーテンウォール、軽量気泡コンクリートパネル等がこれに該当するものとして取り扱えるものであること。

なお、軽量気泡コンクリートパネルなど、工場生産された部材等による施工方法を用いる場合は、モルタル塗り等による仕上げ、目地部分へのシーリング材等の充てん等により、適切に煙漏洩防止対策が講じられるよう留意すること。

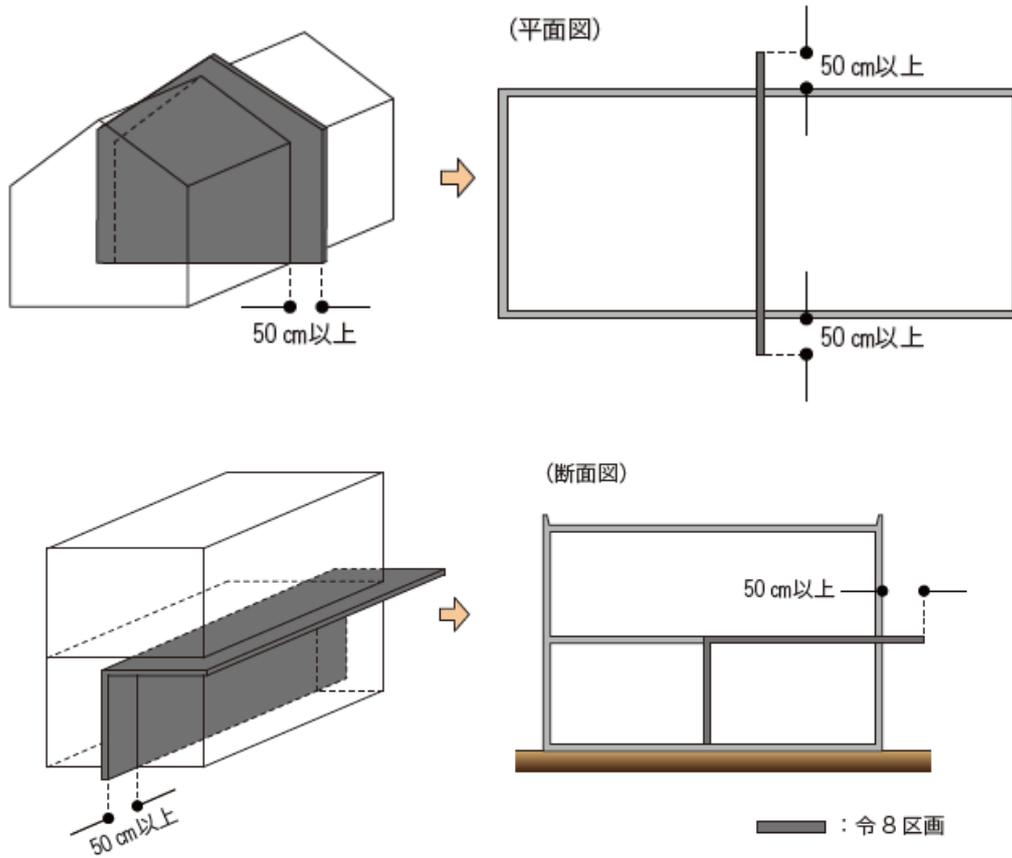
- (3) 耐火構造の壁等は、建基政令第107条第1号の表の規定にかかわらず、同号に規定する通常の火災による火熱が2時間加えられた場合に、構造耐力上支障のある変形、溶融、破壊その他の損傷を生じないものであること。
- (4) 耐火構造の壁等の両端又は上端は、防火対象物の外壁又は屋根から50cm以上突き出していること（第6-1図参照）。ただし、耐火構造の壁等及びこれに接する外壁又は屋根の幅3.6m以上の部分以上を耐火構造（建基法において、当該外壁又は屋根に要求される耐火性能時間以上の耐火性能を有すること。）とし、かつ、当該耐火構造の部分が次に掲げるいずれかの要件を満たすものである場合は、この限りでない（第6-2図参照）。

ア 開口部が設けられていないこと。

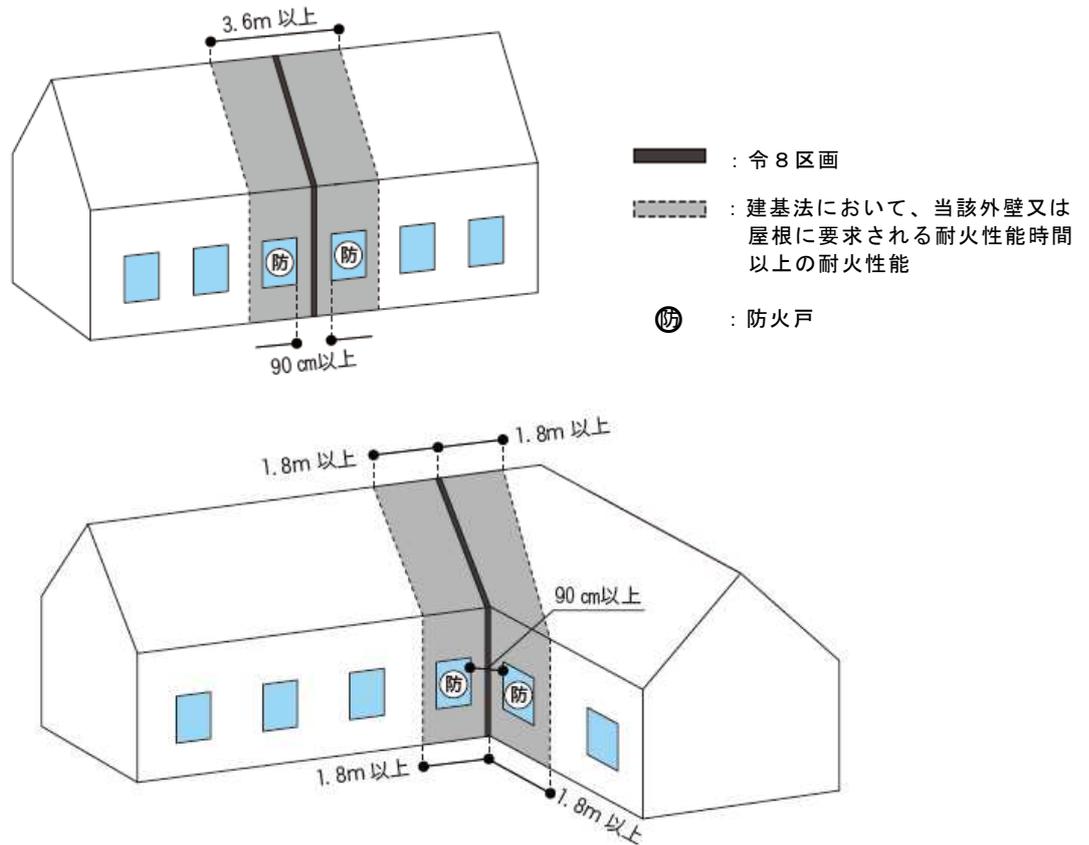
なお、面積の小さい通気口、換気口等を設ける場合については、防火ダンパーを設け、かつ、開口部相互間の距離を耐火構造の壁等を隔てて90cm以上離すこと。

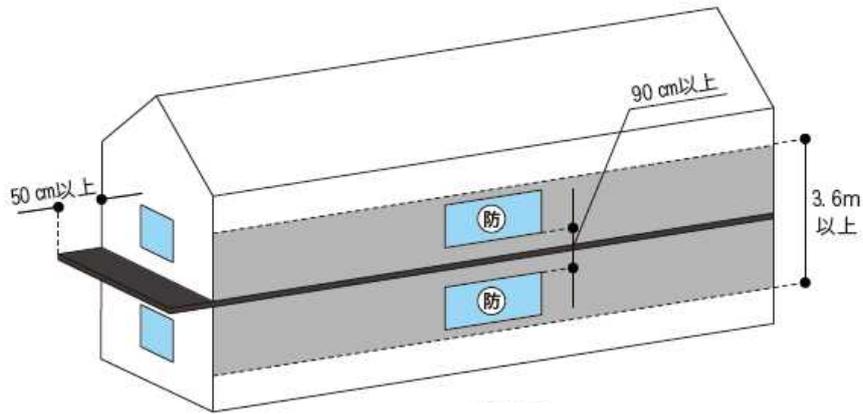
イ 開口部に防火戸（建築基準法第2条第9号の2ロに規定する防火設備であるものに限る。以下この項において同じ。）が設けられており、かつ、耐火構造の壁等を隔てた開口部相互間の距離が90cm以上離れていること。

第 6 - 1 図



第 6 - 2 図





2 令8条区画を貫通する配管及び貫通部

耐火構造の壁等は、配管を貫通させないこと。ただし、配管及び当該配管が貫通する部分（以下この項において「貫通部」という。）が次に掲げる基準に適合する場合は、この限りでない。

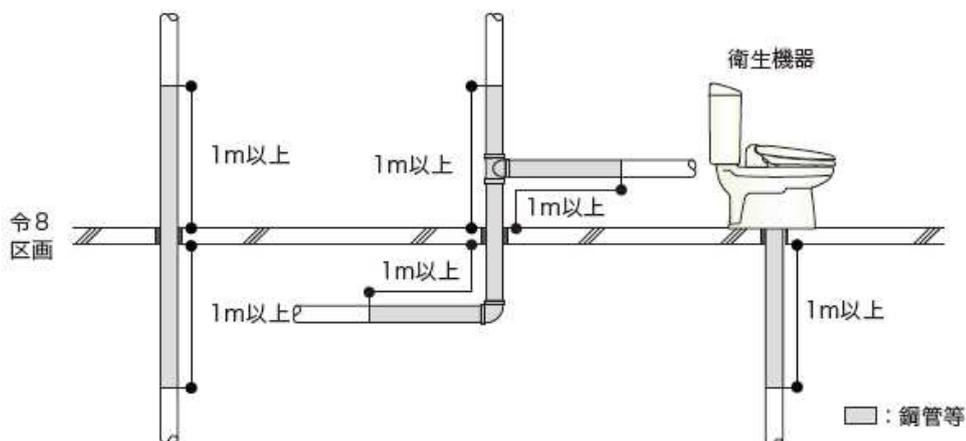
- (1) 配管の用途は、原則として給排水管（排水管に付属する通気管を含む。）であること。
- (2) 鋼管等を使用する範囲

令8区画を貫通する配管等にあつては、貫通部及びその両側1 m以上の範囲は鋼管等とすること（第6-3図参照）。ただし、次に定めるア及びイに適合する場合は、貫通部から1 m以内となる部分の排水管に衛生機器を接続して差し支えないこと。（第6-3図参照）。

ア 衛生機器の材質は、不燃材料であること。

イ 排水管と衛生機器の接続部に、塩化ビニル製の排水ソケット、ゴムパッキン等が用いられている場合には、これらは不燃材料の衛生機器と床材で覆われていること。

第6-3図



(3) 鋼管等の種類

令8区画を貫通する鋼管等は、次に掲げるものとする。

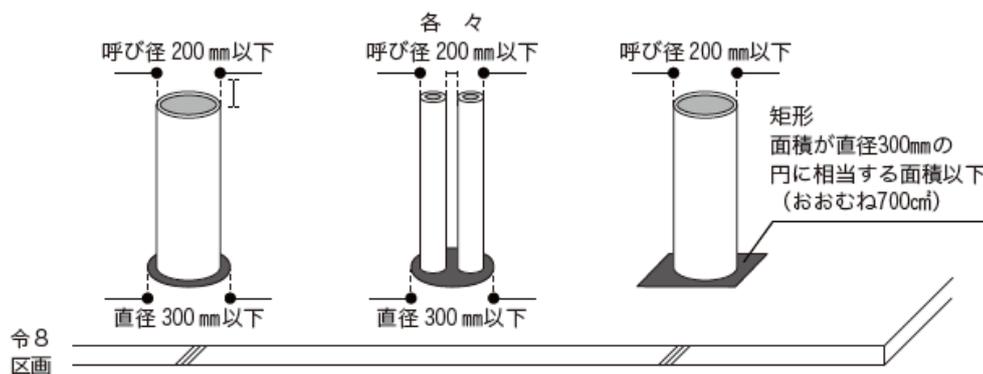
- ア J I S G 3 4 4 2 (水配管用亜鉛めっき鋼管)
- イ J I S G 3 4 4 8 (一般配管用ステンレス鋼鋼管)
- ウ J I S G 3 4 5 2 (配管用炭素鋼管)
- エ J I S G 3 4 5 4 (圧力配管用炭素鋼鋼管)
- オ J I S G 3 4 5 9 (配管用ステンレス鋼鋼管)
- カ J I S G 5 5 2 5 (排水用鋳鉄管)
- キ 日本水道協会規格 (以下「J W W A」という。) K 1 1 6 (水道用硬質塩化ビニルライニング鋼管)
- ク J W W A K 1 3 2 (水道用ポリエチレン粉体ライニング鋼管)
- ケ J W W A K 1 4 0 (水道用耐熱性硬質塩化ビニルライニング鋼管)
- コ 日本水道鋼管協会規格 (以下「W S P」という。) 0 1 1 (フランジ付硬質塩化ビニルライニング鋼管)
- サ W S P 0 3 2 (排水用ノントールエポキシ塗装鋼管)
- シ W S P 0 3 9 (フランジ付ポリエチレン粉体ライニング鋼管)
- ス W S P 0 4 2 (排水用硬質塩化ビニルライニング鋼管)
- セ W S P 0 5 4 (フランジ付耐熱性樹脂ライニング鋼管)
- ソ 消防防災用設備機器性能評定委員会 ((一財) 日本消防設備安全センターに設置) において性能評定されたもの

(4) 配管の呼び径は、200mm以下であること。

(5) 貫通部の内部の断面積が、直径300mmの円の面積以下であること。

なお、(1)から(12)に適合する配管であれば、当該貫通部に複数の配管を貫通させることができるものであること (第6-4図参照)。

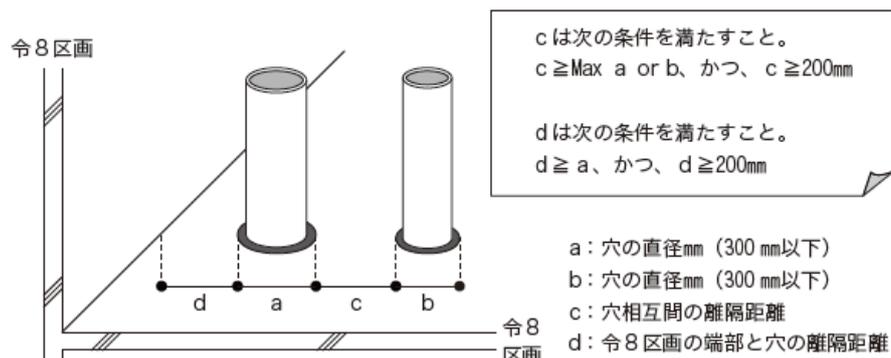
第6-4図



- (6) 貫通部を二以上設ける場合にあっては、当該貫通部相互間の距離は、当該貫通部のうち直径が大きい貫通部の直径の長さ（当該直径が200mm以下の場合にあっては、200mm）以上とすること（第6-5図参照）。

なお、埋め戻しを完全に行うため、当該穴は、壁及び床の端部からも同様な距離をとることが望ましい。★

第6-5図



- (7) 配管の貫通部は、次による方法により完全に埋め戻す等、十分な気密性を有するように施工すること。

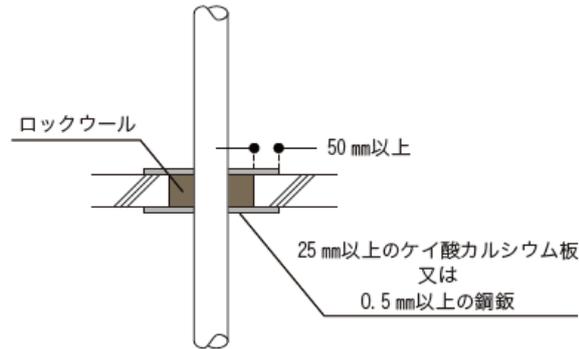
ア セメントモルタルによる方法

- (ア) 日本建築学会建築工事標準仕様書（JASS）15「左官工事」によるセメントと砂を容積で1対3の割合で十分から練りし、これに最小限の水を加え、十分混練りすること。
- (イ) 貫通部の裏側の面から板等を用いて仮押さえし、セメントモルタルを他方の面と面一になるまで十分密に充填すること。
- (ウ) セメントモルタル硬化後は、仮押さえに用いた板等を取り除くこと。

イ ロックウールによる方法（第6-6図参照）

- (ア) JIS A 9504（人造鉱物繊維保温材）に規定するロックウール保温材（充填密度 150 kg/m^3 以上のものに限る。）又はロックウール繊維（充填密度 150 kg/m^3 以上のものに限る。）を利用した乾式吹き付けロックウール又は湿式吹き付けロックウールで隙間を充填すること。

第 6 - 6 図



- (イ) ロックウール充填後、25 mm以上のケイ酸カルシウム板又は0.5 mm以上の鋼板を床又は壁と50 mm以上重なるように貫通部に蓋をし、アンカーボルト、コンクリート釘等で固定すること。
- (8) 配管及び貫通部は、耐火構造の壁等と一体として1・(3)に規定する性能を有すること。
- (9) 可燃物への着火防止措置
- 配管等の表面から150 mmの範囲に可燃物が存する場合には、ア又はイの措置を講じること。
- ア 可燃物への接触防止措置 (第6 - 7 図参照)
- (ア)に掲げる被覆材を(イ)に定める方法により被覆すること。
- (ア) 被覆材
- ロックウール保温材 (充填密度150 kg/m³以上のものに限る。) 又はこれと同等以上の耐熱性を有する材料で造った厚さ25 mm以上の保温筒、保温帯等とすること。
- (イ) 被覆方法

(床を貫通する場合)

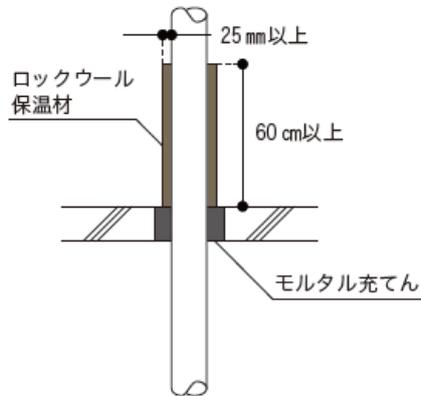
鋼管等の呼び径	被覆の方法
100 mm 以下	貫通部の床の上面から上方60cmの範囲に一重に被覆する。
100mmを超え 200 mm 以下	貫通部の床の上面から上方60cmの範囲に一重に被覆し、さらに、床の上面から上方30cmの範囲には、もう一重被覆する。

(壁を貫通する場合)

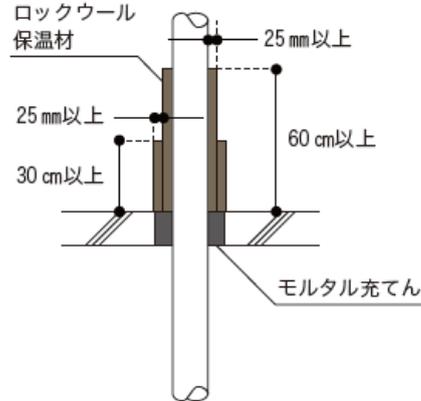
鋼管等の呼び径	被覆の方法
100mm 以下	貫通部の壁の両面から左右30cmの範囲に一重に被覆する。
100mmを超え 200 mm 以下	貫通部の壁の両面から左右60cmの範囲に一重に被覆し、さらに、壁の両面から左右30cmの範囲には、もう一重被覆する。

第 6 - 7 図

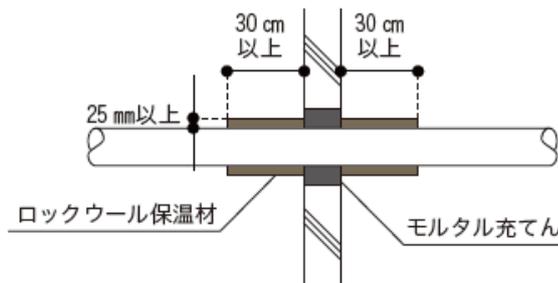
(鋼管等の呼び径100mm以下)



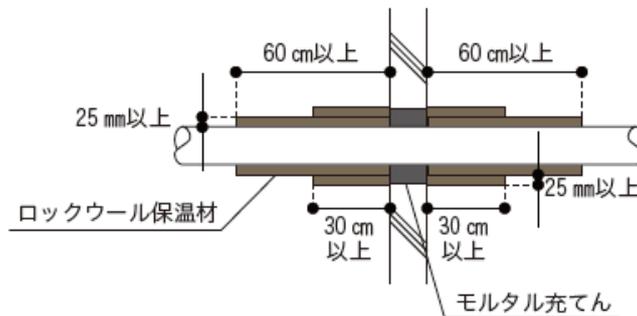
(鋼管等の呼び径100mmを超え200mm以下)



(鋼管等の呼び径100mm以下)



(鋼管等の呼び径100mmを超え200mm以下)



イ 給排水管の着火防止措置

次の(ア)又は(イ)に該当すること。

(ア) 当該給排水管の内部が、常に充水されているものであること。

(イ) 可燃物が直接接触しないこと。また、配管等の表面から150mmの範囲内に存在する可燃物にあつては、構造上必要最小限のものであり、給排水管からの熱伝導により容易に着火しないもの(木軸、合板等)であること。

(10) 配管等の保温

配管等を保温する場合にあっては、次のア又はイによること。

ア 保温材は、(7)・ア・(ア)に掲げる材料を用いること。

イ 給排水管にあっては、J I S A 9 5 0 4（人造鉱物繊維保温材）に規定するグラスウール保温材又はこれと同等以上の耐熱性及び不燃性を有する保温材を用いても差し支えない。この場合において、(5)及び(7)の規定について、特に留意すること。

(11) 配管等の接続

配管等を(2)の範囲において接続する場合には、次に定めるところによること。

ア 配管等は、令8区画を貫通している部分において接続しないこと。

イ 配管等の接続は、次に掲げる方法又はこれと同等以上の性能を有する方法により接続すること。

(ア) メカニカル接続

- a ゴム輪（ロックパッキン、クッションパッキン等を含む。以下この項において同じ。）を挿入管の差し口にはめ込むこと。
- b 挿入管の差し口端部を受け口の最奥部に突き当たるまで挿入すること。
- c あらかじめ差し口にはめ込んだゴム輪を受け口と差し口との間にねじれがないように挿入すること。
- d 押し輪又はフランジで押さえること。
- e ボルト及びナットで周囲を均等に締め付け、ゴム輪を挿入管に密着させること。

(イ) 差込み式ゴムリング接続

- a 受け口管の受け口の内面にシール剤を塗布すること。
- b ゴムリングを所定の位置に差し込むこと。
ここで用いるゴムリングは、E P D M（エチレンプロピレンゴム）又はこれと同等の硬さ、引っ張り強さ、耐熱性、耐老化性及び圧縮永久歪みを有するゴムで造られたものとする。
- c ゴムリングの内面にシール剤を塗布すること。
- d 挿入管の差し口にシール剤を塗布すること。
- e 受け口の最奥部に突き当たるまで差し込むこと。

(ウ) 袋ナット接続

- a 袋ナットを挿入管差し口にはめ込むこと。
- b ゴム輪を挿入管の差し口にはめ込むこと。
- c 挿入管の差し口端部を受け口の最奥部に突き当たるまで挿入すること。

- d 袋ナットを受け口にねじ込むこと。
- (エ) ねじ込み式接続
 - a 挿入管の差し口端外面に管用テーパおネジを切ること。
 - b 接合剤をネジ部に塗布すること。
 - c 継手を挿入管にねじ込むこと。
- (オ) フランジ接続
 - a 配管の芯出しを行い、ガスケットを挿入すること。
 - b 仮締めを行い、ガスケットが中央の位置に納まっていることを確認すること。
 - c 上下、次に左右の順で、対称位置のボルトを数回に分けて少しずつ締めつけ、ガスケットに均一な圧力がかかるように締めつけること。
- ウ 耐火二層管と耐火二層管以外の管との接続部には、耐火二層管の施工方法により必要とされる目地工法を行うこと。

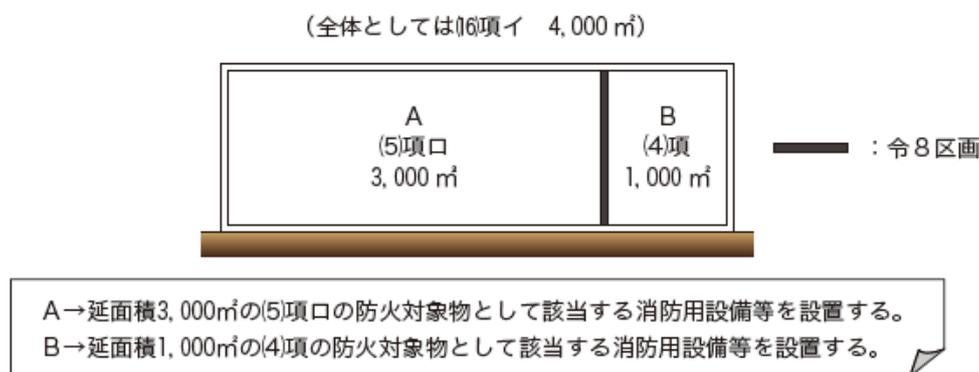
(12) 支持

鋼管等の接続部の近傍を支持するほか、必要に応じて支持すること。

3 政令第8条の規定を適用した建築物における消防用設備等の設置の考え方

- (1) 開口部のない耐火構造の壁又は床で区画された部分ごとに、その用途及びその床面積に応じて消防用設備等を設置すること（第6－8図参照）。

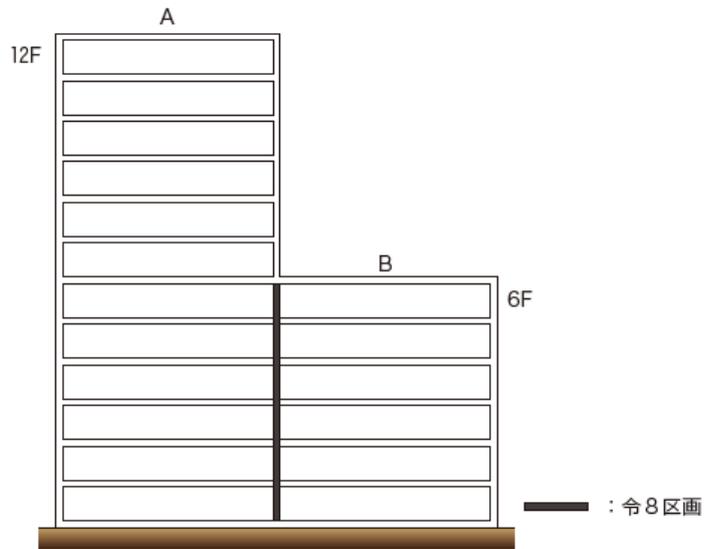
第6－8図



- (2) 開口部のない耐火構造の壁又は床で区画された部分ごとに、その階又は階数に応じて消防用設備等を設置すること。ただし、床で上・下に水平区画されたものの上の部分の階又は階数の算定にあたっては、下の部分の階数を算入すること（第6－9図参照）。

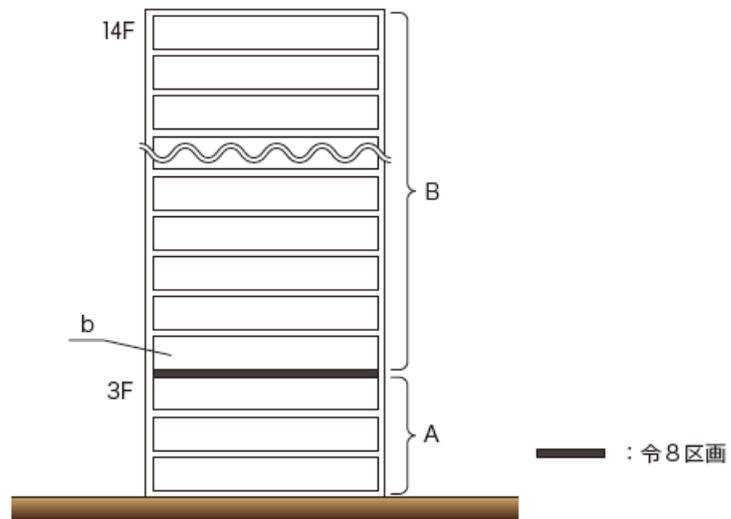
第 6 - 9 図

(例 1)



A → 階数12の防火対象物として該当する消防用設備等を設置する。
 B → 階数6の防火対象物として該当する消防用設備等を設置する。

(例 2)



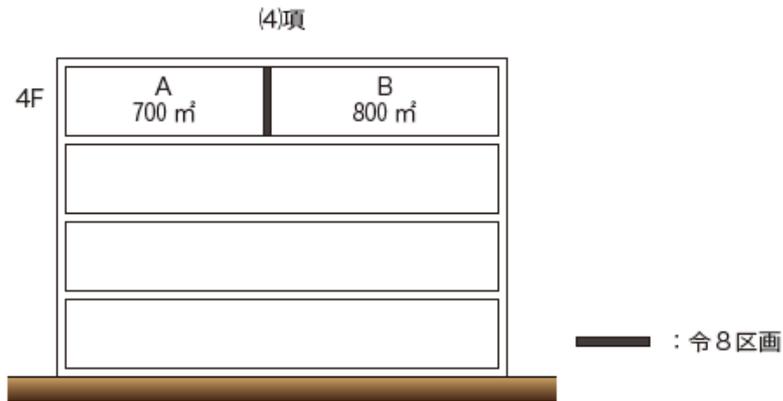
A → 階数3の防火対象物として該当する消防用設備等を設置する。
 B → 階数14の防火対象物として、また、b部分は4階として該当する消防用設備等を設置する。

(3) 開口部のない耐火構造の壁で区画されている階単位の規制

開口部のない耐火構造の壁で区画されている階に、階単位の規制（例えば政令第11条第1項第6号、第12条第1項第11号等）を適用する場合は、区画された部分の床面積を一の階の床面積とみなして取り扱うこと(第6-10図参照)。

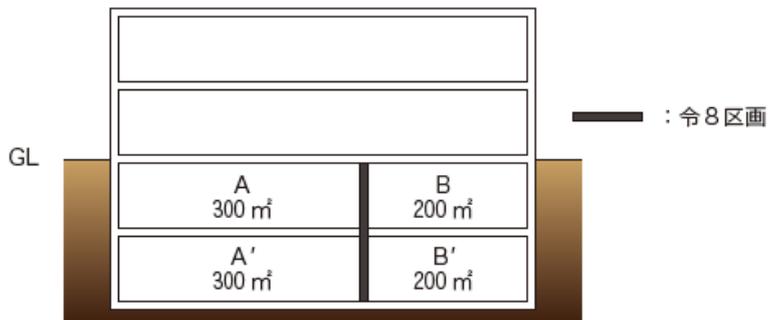
第6-10図

(例1)



4階部分の床面積は1,000m²以上であるが、A、Bは4階で1,000m²未満に令8区画されているので、4階には政令第12条第1項第11号口を適用しない。

(例2)



地階部分の床面積は700m²以上であるが、(A + A') (B + B') は地階において700m²未満に開口部のない令8区画されているので、政令第28条の2第1項を適用しない。

4 共同住宅等の特例基準に係る区画

(1) 共同住宅等の特例基準に係る区画の構造

共同住宅等の特例基準に係る区画（以下「共住区画」という。）において、「住

戸等は、開口部のない耐火構造の床又は壁で区画すること。」とされていることから、次に示す構造を有することが必要である。

ア 鉄筋コンクリート造、鉄骨鉄筋コンクリート造又はこれと同等に堅牢かつ容易に変更できない耐火構造であること。

イ 建基政令第107条に定める耐火性能を有すること。

国土交通大臣が定めた構造方法を用いるもの又は国土交通大臣の認定を受けた耐火構造による区画も認めることとするが、適正な施工及び施工管理が行われるよう指導すること。

耐火性能検証法により耐火性能を有すると認められたものについては、1時間以上の耐火性能を持たせること。★

ウ 乾式壁は、次により適切な施工管理体制が整備されていることが、当該共同住宅等の施工全般に係る責任者の作成する施工管理規程等により確認できる場合に限り、使用を認めるものとする。

(ア) 乾式壁の施工方法が当該乾式壁の製造者により作成された施工仕様書等により明確にされており、かつ、その施工実施者に周知されていること。

(イ) 乾式壁の施工に係る現場責任者に、当該乾式壁の施工に関し十分な技能を有する者（乾式壁の製造者の実施する技術研修を修了した者等）が選任されており、当該現場責任者により施工実施者に対して乾式壁の施工に係る現場での指導、監督等が行われていること。

(ウ) 乾式壁の施工の適正な実施について、自主検査等により確認が行われ、かつ、その結果が保存されていること。

(エ) 乾式の壁と床、はり等の躯体との接合部の耐火処理について、特に徹底した施工管理が行われていること。

(2) 共住区画を貫通する配管等

共住区画を配管が貫通することは、原則として認められない。しかしながら、必要不可欠な配管であって、当該区画を貫通する配管等及びそれらの貫通部が一体として有すべき耐火性能を有しているとみなすことができる場合にあっては、この限りではない。

この場合の「開口部のない耐火構造の床又は壁による区画」と同等とみなすことができるものとは、次の事項に適合するものとする。

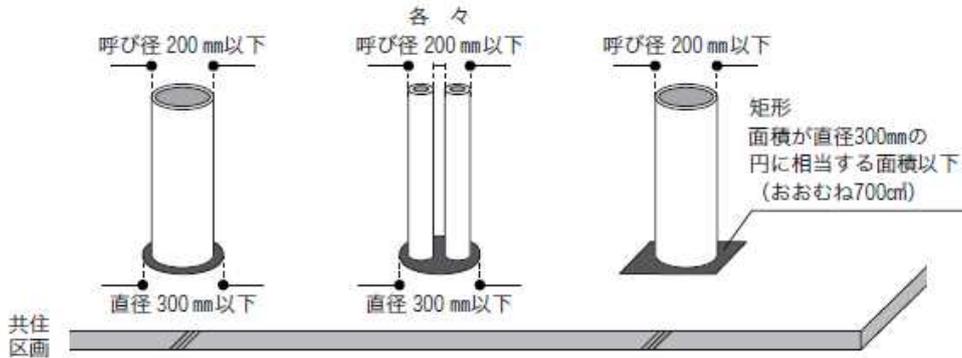
ア 配管の用途は、原則として、給排水管（排水管に付属する通気管を含む。）、空調用冷温水管、ガス管、冷媒管、配電管であること。

イ 一の配管等の外径は、200mm以下であること。

ウ 配管等を貫通させるために共住区画に設ける開口部は、内部の断面積が直径

300mmの円の面積以下であること（第6-1-1図参照）。

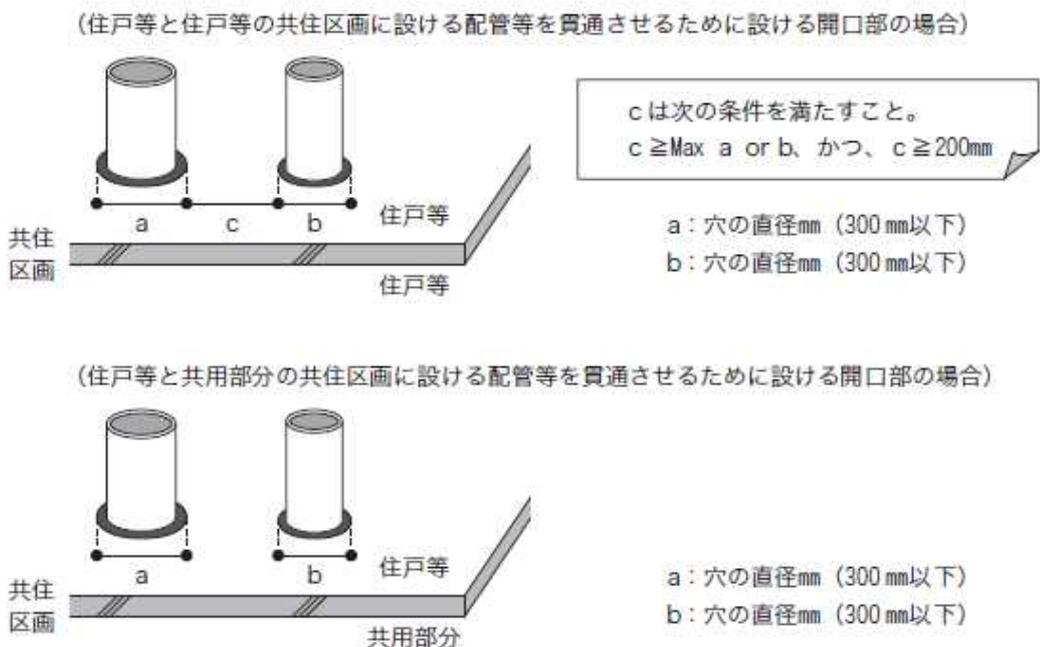
第6-1-1図



エ 配管等を貫通させるために共住区画に設ける開口部を床又は壁（住戸等と共用部分を区画する床又は壁を除く。）に2以上設ける場合にあっては、配管等を貫通させるために設ける開口部相互間の距離は、当該開口部の最大直径（当該直径が200mm以下の場合にあっては、200mm）以上であること（第6-1-2図参照）。

なお、埋め戻しを完全に行うため、当該穴は、壁又は床の端部からも同様な距離をとること。★

第6-1-2図



オ 共住区画を貫通する配管等及びそれらの貫通部は、次の(ア)又は(イ)によること。

(ア) 配管は、建基政令第129条の2の4第1項第7号イ又はロに適合するものとし、かつ、当該配管と当該配管を貫通させるために共住区画に設ける開口部とのすき間を、モルタル等の不燃材料で完全に埋め戻す等の措置をとること。

(イ) 平成17年消防庁告示第4号で定める、床又は壁を貫通する配管等及びそれらの貫通部が一体として有すべき耐火性能を有しているものとして認められたものであること。

カ 熱伝導により、配管等の表面に可燃物が接触した場合に発火するおそれのある場合には、当該可燃物が配管等の表面に接触しないような措置を講じること。

キ 2・(3)に掲げる鋼管等のうち令8区画を貫通している場合の適用の条件を満たすものについては、オ・(イ)の床又は壁を貫通する配管等及びそれらの貫通部が一体として有すべき耐火性能を有しているものとして取り扱って差し支えない。

5 省令第12条の2の区画

(1) 省令第12条の2第1項第1号に規定する区画（以下この項において「1号区画」という。）は、建基政令第107条の2に定める準耐火性能を有すること。

なお、原則として45分以上の準耐火性能とされたい。★

(2) 省令第12条の2第1項第2号に規定する区画（以下この項において「2号区画」という。）は、建基政令第107条に定める耐火性能を有すること。

なお、原則として1時間以上の耐火性能とされたい。★

(3) 省令第12条の2第3項に規定する区画（以下この項において「3項区画」という。）は、建基政令第107条の2に定める準耐火性能を有するもの。

(4) 1号区画、2号区画及び3項区画（以下この項において「区画」という。）を貫通する配管は、建基政令第129条の2の4第1項第7号イ、ロ又はハに適合するものとし、かつ、当該配管と当該配管を貫通させるために区画に設ける開口部とのすき間をモルタル等の不燃材料で完全に埋め戻す等の措置をとること。

(5) 区画は、2以上の階にわたらないこと。

(6) 区画をダクトが貫通する部分には、煙感知器の作動と連動して閉鎖する防火ダンパーを設けること。

(7) 省令第12条の2第1項第1号ニ、同条同項第2号ニに規定する廊下と階段とを区画する部分以外の開口部には防火シャッターを用いることができないが、遮

煙性能を有する防火シャッターであれば、政令第32条を適用し、区画を有するものとみなして取り扱うことができる。

- (8) 省令第12条の2第1項第1号ニ、同条同項第2号ニに規定する区画が昇降機の乗場戸に求められる場合は、乗場戸が随時開くことができる自動閉鎖付きではないが、避難上及び消防活動上、随時開く必要がないことから、政令第32条を適用し、区画を有するものとみなして取り扱うことができる。

6 省令第13条の区画

- (1) 省令第13条第1項に規定する区画(以下この項において「1項区画」という。)は、建基政令第107条の2に定める準耐火性能を有すること。
ただし、3階以上の階に政令別表第1(6)項ロ又はハ(以下「福祉施設等」という。)に掲げる用途に供する部分が存する場合にあっては、建基政令第107条に定める耐火性能を有すること。
- (2) 1項区画は、福祉施設等内の居室ごとに設けるのではなく、共同住宅等であるところの住戸の単位で区画することで足りること。
- (3) 省令第13条第1項第1の2号に規定する区画(以下この項において「1の2号区画」という。)は、建基政令第107条に定める耐火性能を有すること。
- (4) 省令第13条第2項に規定する区画(以下この項において「2項区画」という。)は、建基政令第107条に定める耐火性能を有すること。
- (5) 1項区画、1の2号区画又は2項区画(以下この項において「区画」という。)を貫通する配管は、建基政令第129条の2の4第1項第7号イ、ロ又はハに適合するものとし、かつ、当該配管と当該配管を貫通させるために区画に設ける開口部とのすき間を、モルタル等の不燃材料で完全に埋め戻す等の措置をとること。
- (6) 省令第13条第1項第1号ニ、同条同項第1号の2ニ及び同条第2項第1号ハに規定する区画については、5・(5)から(8)までによること。

7 省令第28条の2及び複合型居住施設用自火報に係る区画

省令第28条の2第1項第4号及び同条第2項第3号並びに複合型居住施設における必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等に関する省令(平成22年2月5日総務省令第7号)第3条第3項に規定する区画については、5・(5)から(8)まで、並びに、6・(2)、(3)及(5)までによること。

8 省令第30条の2の区画

- (1) 省令第30条の2に規定する自動閉鎖の防火戸は、常時閉鎖式のもの、煙感知

器若しくは熱感知器の作動と連動して閉鎖するもの又は温度ヒューズの溶断によって閉鎖するものとする事。

(2) 区画をダクトが貫通する部分には、防火ダンパーを設ける事。